

指定（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

医療法人 道志社

小松島リハビリテーションクリニック

（事業の目的）

第1条 医療法人道志社（以下「事業者」という。）が開設する小松島リハビリテーションクリニック（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）の居宅において、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法または言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 訪問リハビリテーション等の提供にあつては、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理のもと、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な利用者とする。

3 事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリテーション等の提供に努めると共に、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 小松島リハビリテーションクリニック
- （2）所在地 徳島県小松島市日開野町字宮免2番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者（医師） 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーションの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- （2）理学療法士・作業療法士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示・（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を

訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 訪問リハビリテーション等は、医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであり、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)訪問リハビリテーション計画に沿って行う。

(訪問リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額) ※別紙利用料金表のとおり

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、通常の事業の実施地域を越えた地点からのその交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 100円/1回
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 200円/1回

3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、小松島市、阿南市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、訪問リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

3 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

る。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理の措置等）

第11条 事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年12月1日 改定

平成19年9月1日 改定

平成21年4月1日 改定

平成24年3月1日 改定

令和4年4月1日	改定
令和6年4月1日	改定
令和6年8月10日	改定